

## 令和6年8月定例総会議事録

- 日 時 令和6年8月19日（月） 午前9時30分～午前10時20分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第1号 農地法第3条の3届出
    - 第2号 農地法第18条合意解約通知
  3. 局長専決処分報告
    - 第1号 農地法第4条による届出
    - 第2号 農地法第5条による届出
  4. 議 案
    - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
    - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
    - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
    - 第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
    - 第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
    - 第6号議案 買入協議の適否の判断について
    - 第7号議案 非農地通知について
  5. 閉 会

## 午前9時30分 開会

### ○ 会長

皆さん、おはようございます。

先のオリンピックでは、日本の選手が大変優秀で、多数のメダルを獲得されています。また、今後、パラリンピックも開催されますし、甲子園もベスト8まで出そろい、今後、準決勝、決勝ということで応援をよろしくお願いします。

また、まだまだ暑い日が続くと思いますので、農作業の際には注意をお願いします。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で、定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和6年8月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出8件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知4件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出3件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出3件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請6件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請4件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請8件、第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転11件、第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定25件、第6号議案 買入協議の適否の判断について1件、第7号議案 非農地通知について1件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、北部は8月7日に行っております。また、調査会については、南部が8月8日、北部が8月9日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、11番委員の山田智委員、12番委員の平尾泰弘委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書13ページ及び14ページの農地法第5条の規定による許可申請、審議番号6番及び7番の審議結果について、私から報告いたします。

令和6年8月16日に開催された第101回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

**報告第1号 農地法第3条の3届出**

1～8

○ **会長**

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページ及び5ページをお開きください。

**報告第2号 農地法第18条合意解約通知**

1～4

○ **会長**

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から4番までの4件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページをお開きください。

**局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出**

1～3

○ **会長**

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページをお開きください。

**局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出**

1～3

○ **会長**

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。  
次に、議案書 8 ページをお開きください。

**第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請**

1・2

○ **会長**

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請、審議番号 1 番及び 2 番の 2 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 1 番及び 2 番の 2 件は普通売買の案件です。

審議番号 1 番について、委員から、売買価格が高いようだが、理由があるのかとの質問があり、事務局から、売買価格は、特に理由はないようだが、双方で合意された結果である旨の説明がありました。

その他、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 2 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 2 件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 2 件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書8ページ及び9ページをお開きください。

**第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

3～6

○ **会長**

審議番号3番から6番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号3番及び6番の2件は贈与の案件、審議番号4番及び5番の2件は普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から6番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書10ページをお開きください。

## 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2

### ○ 会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、申請地の近隣に居住していますが、駐車スペースが不足しているため、駐車場の整備を計画したところ、申請地は自宅に近く、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地のセットバックについて確認したところ、事務局から、道路との境界は、セットバックする状況ではなく、申請地は砂利敷きで整備される旨の説明がありました。

また、委員から、申請地の一部にある農業用倉庫について確認があり、地元委員から、倉庫内には、農機具が格納されている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「通路の拡幅」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、通路が狭く、倉庫及び作業場への通行に支障をきたしているため、申請地を通路として拡幅したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書10ページ及び11ページをお開きください。

**第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請**

3・4

○ **会長**

審議番号3番及び4番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号3番は、転用目的が「農業施設」の農振の用途区分変更を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、穀物乾燥機の導入に伴い、新たに農業用の倉庫、作業場及び資材置場を新設したく、申請されたものです。

委員から、申請地南側の素掘り側溝について、隣接する里道に影響がないようにしてほしいとの意見がありました。

このことについて、調査会終了後、申請人に対策を依頼したところ、8月13日に、申請人から事務局に対し、素掘り側溝は里道境界から50センチメートル程度後退した位置に変更して設置する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

申請地のうち、115番1の農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「農業用施設」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（a）と決定しております。

また、116番1及び118番6の農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

#### ○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2

○ **会長**

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、県外に居住していますが、定年を期に実家へ戻り、農業に従事したいと考えており、必要な駐車スペースを確保したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、借家に居住しています

が、住宅の建設を計画したところ、申請地は閑静な集落内にあり、交通の便も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページから14ページまでをお開きください。

**第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

3～8

○ **会長**

審議番号3番から8番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号3番及び4番の2件は、転用目的が「通路」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

申請人は現在、申請地の近くに居住していますが、これまで利用してきた通路が狭く、通行に支障を来していることから、通路を整備し利用したく、申請されたものです。

委員から、これまで、申請人自宅までの通路が狭い里道であり、通行が困難であったことから、第三者所有の通路を利用させてもらっていたと聞いている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、上下水道が整備されており、住環境が良いことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地周辺は交通量が多いことから、工事の際は事故がないよう注意してほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可なく転用されていた件についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番及び7番の2件は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、日当たりがよく、周囲に日照の妨げとなる建物もないことから、太陽光発電に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、排水先である東側水路の幅が狭いため、造成後、雨水の流入量が増えるのではないかと心配する意見があり、申請人から、本案件は、転圧や部分的な土地の整備は行うものの、基本的には現状のまま利用する予定であるため、今と大きく変わらないと考えている旨の説明がありました。

また、委員から、過去には砂が南側の農地まで流れ着き、営農に支障を来したことがあるため、排水については今後、大雨時の事も踏まえ、対応を協議してほしいとの意見があり、申請人から、今後も地元と継続して協議を行っていく旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は現在、県外に居住していますが、転入に伴い、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近く、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この6件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

## ○ 会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番及び4番の2件については、転用目的が「通路」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○ 会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。  
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番及び4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号6番及び7番の2件については、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番及び7番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 8 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 8 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 15 ページから 18 ページまでをお開きください。

**第 4 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転**

1～11

○ **会長**

第 4 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号 1 番から 11 番までの 11 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 1 番から 11 番までの 11 件：120,282 m<sup>2</sup>について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 11 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 11 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 11 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 1 番から 11 番までの 11 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 22 ページをお開き下さい。

**第 5 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

10

○ **会長**

第 5 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号 10 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います  
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ **会長**

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 10 番

新規 1 件 : 3,314 m<sup>2</sup>

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 10 番については、計画どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ **会長**

次に、議案書 19 ページから 24 ページまでをお開きください

**第 5 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

10 を除く、1～18

○ **会長**

審議番号 10 番を除く、審議番号 1 番から 18 番までの 17 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 10 番を除く、審議番号 1 番から 18 番までの 17 件

新規 9 件：112,522.11 m<sup>2</sup>

更新 8 件：48,473 m<sup>2</sup>

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 17 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 17 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 17 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 10 番を除く、審議番号 1 番から 18 番までの 17 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 24 ページ及び 25 ページをお開きください。

**第 5 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

21

○ **会長**

審議番号 21 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います  
が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ **会長**

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 21 番

更新 1 件：27,629 m<sup>2</sup>

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 21 番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ **会長**

次に、議案書 25 ページ及び 26 ページをお開きください

**第 5 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

23

○ **会長**

審議番号 23 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います  
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ **会長**

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 23 番

更新 1 件 : 6,440 m<sup>2</sup>

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 23 番については、計画どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ 会長

次に、議案書 24 ページから 27 ページまでをお開きください

第 5 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

21 及び 23 を除く、19～25

○ 会長

審議番号 21 番及び 23 番を除く、審議番号 19 番から 25 番までの 5 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 21 番及び 23 番を除く、審議番号 19 番から 25 番までの 5 件

新規 2 件：15,382 m<sup>2</sup>

更新 3 件：18,405 m<sup>2</sup>

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 5 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 5 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号21番及び23番を除く、審議番号19番から25番までの5件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書28ページをお開きください。

**第6号議案 買入協議の適否の判断について**

1

○ **会長**

第6号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書29ページをお開きください。

**第7号議案 非農地通知について**

1

○ **会長**

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号1番について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化等により再生が困難であるため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会 令和6年8月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会 令和6年8月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

**午前10時20分 閉会**